

くらしの講座を開催

「相続対策セミナー」

「人生100年時代」とも言われるほど多くの方が長生きをする時代になりました。喜ばしいことではありますが、加齢に伴う不安を抱えている方も多くいらっしゃると思います。この機会に「もしも」の時に備えて正しい知識を身に付けてみませんか。

- 日 時 3月3日(月)午後1時30分～午後3時
- 場 所 中央公民館本館301号室
- 対 象 町内在住・在勤の方
- 定 員 50人
- 参加費 無料
- 講 師 金融経済教育推進機構(J-FLEC)
遠山 有美子 氏

- 申込期限 2月25日(火)
- 申し込み・問い合わせ先
産業観光課商工観光係
☎(48)1111(内1225) FAX(49)0057
電子メール shoko@town.agui.lg.jp

■申込方法

ホームページ入力フォーム、電話、FAX、電子メール、または産業観光課⑨窓口で申し込みください。
申し込みの際は①氏名②住所③電話番号をお知らせください。



▲ホームページ入力フォーム

～高額医療・高額介護合算療養費制度～

1年間の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、下記の自己負担限度額を超えた場合、申請により自己負担額の一部が支給されます。 ※ 高額療養費、高額介護サービス費、入院時食事代、差額ベッド代などは対象外です。

▽後期高齢者医療制度加入者・70歳以上の国民健康保険加入者

負担区分		自己負担限度額
現役並み所得者 (一定以上所得者)	Ⅲ 課税所得690万円以上	212万円
	Ⅱ 課税所得380万円以上	141万円
	Ⅰ 課税所得145万円以上	67万円
一般〔後期高齢者医療制度加入者の場合「一般Ⅰ」「一般Ⅱ」〕		56万円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

▽70歳未満の国民健康保険加入者

所得要件(区分)	自己負担限度額
所得が901万円以上(ア)	212万円
所得が600万円以上(イ)	141万円
所得が210万円以上(ウ)	67万円
所得が210万円以下(エ)	60万円
住民税非課税世帯(オ)	34万円

※ 所得とは「基礎控除後の総所得金額等」のことです。

■計算対象期間 令和5年8月1日～令和6年7月31日

■申請などについて

- ▽申請は毎年7月31日時点で加入していた医療保険で受け付けます。
- ▽該当者には、2月中旬以降にお知らせを郵送します。
記載された問い合わせ先の窓口で申請してください。
- ※ 計算対象期間中に転入した方、ほかの医療保険制度から国民健康保険や後期高齢者医療制度に変わった方などは、お知らせが送付されない場合があります。
- ▽国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している方は、加入している医療保険に問い合わせください。
- ▽申請にはマイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

■問い合わせ先 阿久比町役場 ☎(48)1111

- ▽健康介護課介護保険係 【介護保険に関すること】(内1126)
- ▽住民福祉課医療年金係 【国民健康保険に関すること】(内1119)
【後期高齢者医療制度に関すること】(内1117)

